

名誉会員に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人日本実験動物技術者協会（以下、「本協会」という。）定款第58条に基づき、本協会の名誉会員に関し、必要な事項を定める

(資格)

第2条 理事長は、次の各号いずれかに該当する個人会員の中から名誉会員となることに承諾する者を名誉会員として、理事会の議を経て社員総会に発議することができる。

- (1) 発議年度の4月1日現在において年齢満65歳以上である者
- (2) 実験動物技術の発展に極めて顕著な功績があった者
- (3) 本協会の理事・監事として、功績があった者

(取扱)

第3条 名誉会員の会費は、免除する。

(手続き)

第4条 理事長は、全国総会または適当な機会において新たに名誉会員になった者に名誉会員記を贈呈し、その氏名等を公表する。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、名誉会員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は平成30年10月7日より施行する。
- 2 この規程の施行時に日本実験動物技術者協会規約及び日本実験動物技術者協会運営規程に基づき名誉会員であった者は、この細則の規定にかかわらず、引き続き名誉会員になるものとする。